

平成26年度 保健事業(健康づくり)

病気の予防

- **特定健診**(年間 40~74歳の被扶養者)
- **保健指導**(年間)
被保険者の健診受診者に「情報提供」、40~74歳の被保険者・被扶養者が必要な方に特定保健指導を実施(「動機付け支援」「積極的支援」)
- **法定外健診**(定期健診時に実施・被保険者)
 - ◆ 心電図検査/25歳、30~34歳、36~39歳
 - ◆ 血液検査/25歳、30~34歳、36~39歳
 - ◆ 眼底検査/40歳以上
 - ◆ C型肝炎検査/30歳
 - ◆ 前立腺がん検査/50・55・60歳(男性)
- **胃検診**
(定期健診時に実施 30歳以上被保険者の希望者)
- **大腸がん検診**
(定期健診時に実施 35歳以上被保険者の希望者)
- **乳がん・子宮がん検診**
(全豊田地域巡回健診時に実施 女性被保険者の希望者)
- **全豊田地域巡回健診**
(30歳以上の被扶養者と任意継続被保険者本人)
- **人間ドック**
(年間 30歳以上任意継続者と被扶養者の希望者)
- **脳ドック**
(年間 50歳以上被保険者と被扶養者の希望者)
- **健康づくり教室**(年間)
生活習慣病発症および発症予備群の被保険者対象に開催
- **保健指導後の事後フォロー**(年間)
保健指導後の方へ、その後のフォロー研修を実施
- **35歳ターニングポイント生活改善と予防講習会**
(年3回 35歳の被保険者)
- **インフルエンザ予防接種補助**
(秋 65歳以上の高齢者および小学生までの子供)
- **家庭常備薬の斡旋補助**(春・秋)



保健指導のPR

- 機関誌「けんぼだより」配付(年4回)
- 医療給付通知書発行(毎月)
- ジェネリック利用促進のご案内(年4回)
- ホームページの運営(随時)
- 前期高齢者家庭訪問指導(随時)
- 前期高齢者冊子配付および健康表彰(随時)
- 法改正等案内の各種パンフレット配付(随時)

体力づくり

- 健康づくり行事補助(年間)
- アイチ健歩活動
(事業参加者のうち目標達成者に記念品を配付)

心身の保養

- オテル・ド・マロニ施設契約(年間)
- リゾートトラスト施設利用契約(年間)
- ヒュッテ奥原利用補助(年間)
- まつみや・はや河・その他施設の利用補助(年間)

介護保険



予算のあらまし

科目	予算額(千円)	介護保険第2号被保険者たる被保険者等1人当たり額(円)
収入		
介護保険収入	205,141	88,652
繰越金	12,125	5,240
雑収入	2	—
合計	217,268	93,893
支出		
介護納付金	208,826	90,245
介護保険料還付金	100	43
積立金	8,342	3,605
合計	217,268	93,893

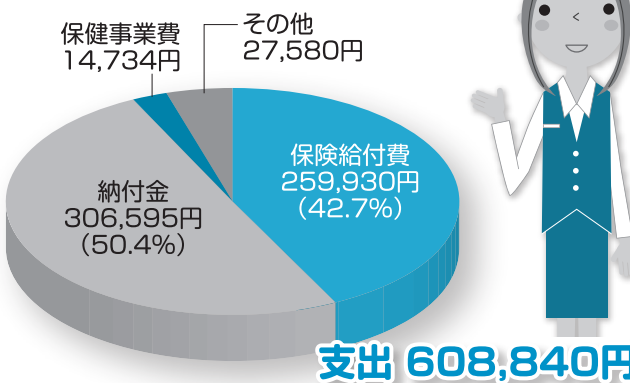
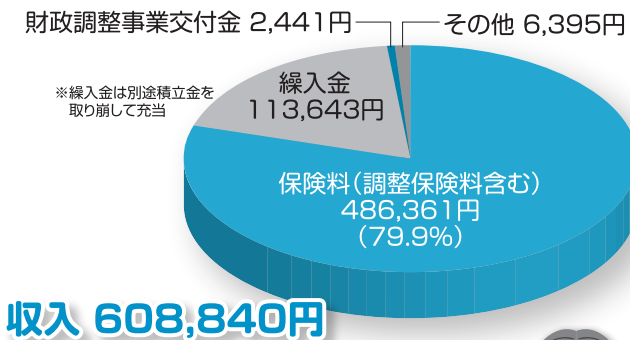
基礎となった数値

- 介護保険第2号被保険者数……3,228人
- 介護保険第2号被保険者たる被保険者数……2,314人
- 平均標準報酬月額……467,371円
- 総標準賞与額……39.88億円
- 介護保険料率……1.2%
 - 事業主……0.6%
 - 被保険者……0.6%

平成26年4月1日より介護保険料率が改定となります

改定前	改定後
1.0% 事業主:0.5% 被保険者:0.5%	1.2% 事業主:0.6% 被保険者:0.6%

被保険者1人当たりで見ると



平成26年度 予算のお知らせ

**みなさんの日々の健康づくりが
医療費の節減へとつながります!**

みなさんとご家族の健康をお守りする愛知製鋼健康保険組合の平成26年度予算と事業計画がまとまりましたのでお知らせします。

平成26年度は予算総額24億9,442万円でみなさんとご家族の健康づくりをサポートすることになりました。

収支のバランスをみますと、保険給付費(みなさんの医療費等)と納付金(高齢者医療制度への支援金等)の合計だけで、保険料収入を上回っています。経常収支では、4億2,060万円のマイナスとなり、昨年にも増して厳しい状況を見込んでいます。

こうしたなか、当健保組合では限られた財源で加入者のみなさんの健康をお守りしなければなりません。今まで以上に効率的・効果的な事業運営に努めてまいります。みなさんにおかれましても、日々の健康管理・増進にご留意いただき、医療費の節減にご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。



予算のあらまし

科目	予算額(千円)
収入	
保険料(調整保険料含む)	1,992,622
国庫負担金収入・その他	459
繰入金	465,596
国庫補助金収入	3
財政調整事業交付金	10,000
雑収入	25,739
合計	2,494,419
支出	
事務費	21,444
保険給付費	1,064,935
納付金	1,256,120
前期高齢者納付金	680,476
後期高齢者支援金	468,292
退職者給付拠出金	107,340
老人保健拠出金	12
保健事業費	60,365
還付金	2
財政調整事業拠出金	33,027
連合会費	1,445
雑支出	2,081
予備費	55,000
合計	2,494,419

健康保険

予算編成の基礎となった数値

- 被保険者数……4,097人
 - 男……3,703人
 - 女……394人
- 平均標準報酬月額……398,359円
 - 男……414,980円
 - 女……241,938円
- 総標準賞与額……56.93億円
- 平均年齢……42.08歳
 - 男……42.26歳
 - 女……40.39歳
- 被扶養者数……4,289人
- 被保険者1人当たりの扶養者数……1.06人
- 前期高齢者加入率……1.458%
- 保険料率(調整保険料率含む)……7.90%
 - 事業主……4.63%
 - 被保険者……3.27%

接骨院・整骨院等で施術を受ける方へ

健保組合からの照会にご協力ください!

当健保組合ではみなさんからの保険料を適正かつ有効に利用するため、接骨院・整骨院等で施術を受けられた方に文書で「施術期間、負傷原因」等をお尋ねしています。速やかにご回答いただきますようご協力をお願い申し上げます。

なんのために実施するの?

接骨院や整骨院は医療機関ではないため、健康保険の使える範囲が限られています。施術を受けても健康保険の適用が認められないと全額自己負担となります。

当健保組合では、厚生労働省からの指導によりみなさんが下記のような施術を受けられた場合、適正に療養費をお支払いするために文書で問い合わせをさせていただいております。

どんなときに照会があるの?

- 1) 3ヵ月を超える施術を受けた場合
- 2) 頻りに施術を受けた場合(1ヵ月に10~15回以上)
- 3) 家族で同時に施術を受けた場合
- 4) 3部位以上(多部位負傷)の施術を受けた場合
- 5) 当健保組合が照会を必要と判断した場合

どんなことを回答するの?

- 施術内容 ● 施術期間 ● 負傷原因 など

ご注意

※領収証の提出をお願いする場合があります。領収証は毎回必ず受けとり保管してください。
※重症化を防止するために、医師の同意書(治療計画)により症状を確認させていただく場合があります。

豆知識

健康保険証が使えるのはこんなとき

健康保険証が使えるのは急性または亜急性で外傷性の以下の負傷に限られます

- 打撲 ● ねんざ(挫傷) ● 肉離れ ● 骨折 ● ひび(不全骨折) ● 脱臼

※骨折・ひび・脱臼は応急措置の場合を除き、医師の同意を得る必要があります。
※病院ですでに治療中の場合は、重複して健康保険でかかることはできません。

家庭常備薬等の補助斡旋・無償配付のご案内

当健保組合ではみなさんの疾病予防対策の一環として家庭常備薬等の補助斡旋・無償配付を行っています。ご家族そろって健康管理にお役立てください。(次回の斡旋は秋に行います。)

◆対象者/平成26年4月1日現在、愛知製鋼健康保険組合被保険者の方

◆無償配布/①ハブラシ デンタルリンスセット

②ボカリスエット イオンウォーター

③ビタミンC1000

④フルーツサプリブルーBiO

のうち1品を希望者全員に無償配付いたします。

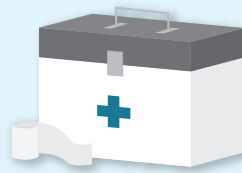
◆健保補助/半額補助方式(健保補助額は上限500円)

※合計金額1,000円未満の場合、購入金額の半額が個人負担。

※合計金額1,000円以上の場合、購入金額から500円を引いた額が個人負担。

◆申込締切/平成26年4月25日(金)

◆納品/平成26年6月上旬予定



同封の申込書を記入して、**アイコーサービス(株)**に提出ください。

異動届をお忘れなく!

就職や結婚など、ご家族(被扶養者)に異動があった場合は、すみやかに「被扶養者(異動)届」の提出と保険証の返却をしていただきますようお願いいたします。

提出期限は異動事由発生後、5日以内です。

ご不明な点は、健保組合までお問い合わせください。

平成26年
4月から

医療費が変わります

2年に1度見直されている診療報酬。その改定により、平成26年4月から初診料、再診料、調剤基本料が変更となります。



初診料	医科	2,700円 → 2,820円 (+120円)
	歯科	2,180円 → 2,340円 (+160円)
再診料	医科	690円 → 720円 (+30円)
	歯科	420円 → 450円 (+30円)
調剤基本料		400円 → 410円 (+10円)

窓口負担金は年齢に応じて上記の1~3割です。

診療報酬とは?

みなさんが健康保険を使って病院などにかかったときに、医療保険から医療機関や薬局に支払われる治療代や検査料、薬などの公定価格のこと。

平成26年度診療報酬改定

診療報酬本体 改定率 **+0.73%**

薬 価 改定率 **-0.63%**

全体で
+0.1% UP

診療報酬改定以外にも、4月からこんな制度変更も!

70~74歳の医療費自己負担割合が1割から2割に

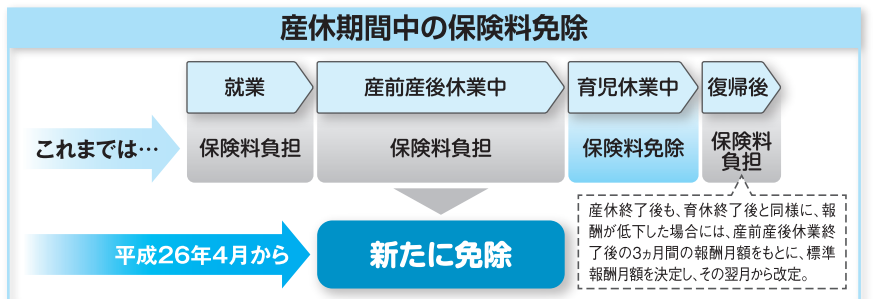
70~74歳の一般および低所得者の医療費自己負担割合は、これまで特例により1割に据え置かれていましたが、平成26年4月1日以降、新たに70歳に達する人(1944年4月2日以降生まれ)から2割負担となります。

(平成26年3月31日までに70歳に達している人は引き続き1割負担に据え置き)

※自己負担割合が2割となっても、70~74歳の一般所得者の高額療養費の自己負担限度額は、これまでどおり入院44,400円、外来12,000円となります。

産休中の保険料が免除されます

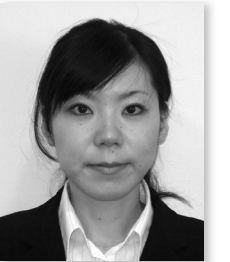
平成26年4月30日以降に産前産後休業が終了する方は、育児休業と同様に保険料(健康保険・厚生年金)が免除されるようになります。産前産後休業期間とは、産前6週間(多胎妊娠の場合は14週間)、産後8週間のうち、被保険者が業務に従事しなかった期間です。



茂木保健師の「ちょっとひとこと!」

みなさん、はじめまして。昨年7月に保健師として健保組合に採用されました茂木梓弓と申します。出身は長野県で、前職は交代勤務もこなす看護師でした。夜勤や残業をしながらの体調管理は大変ですが、食事や休息の工夫など、自らの経験を活かして、みなさんが分かりやすく取り入れやすいような提案をしていきたいと思っています。

ところで、最近「保健師」という職業を耳にされる機会が多くなってきましたが、どんなお仕事かご存知ですか? 分かりやすく言うと、「みなさんが健康な毎日を過ごすことができるように、健診結果のデータ分析・それに基づく個別健康指導・集団健康教育などを企画実施するお仕事」です。当健保組合に加入されている従業員及びそのご家族のみなさんの健康生活をサポートさせていただきたいと思っています。どうぞ宜しくお願いします。



このコーナーでは、年間を通じてみなさんの健康意識の向上と知識の普及を目的に、「身体のこと」「食事のこと」「暮らしに関すること」を情報発信していきます。

●ご意見・ご要望などございましたら、下記までご連絡ください。

TEL: 052-603-9224(外線)、2128(内線) MAIL: a-moteki@he.aichi-steel.co.jp